

埼玉川越総合地方卸売市場

業務規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉川越総合地方卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則で使用する用語の意義は、業務規程で使用する用語の例による。

(卸売業務の承認等)

第3条 業務規程第4条第3項に規定する申請は、卸売業務承認申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載して開設者に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 卸売の業務を行おうとする取扱品目
- (3) 資本金又は出資の額及び役員の名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 直近2年間における計算書類及び事業報告
- (6) 申請年度以後2年間における事業計画書
- (7) 申請者及びその業務を行う役員が、次項第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する誓約書（様式第2号）
- (8) その他開設者が必要と認めた書類

3 開設者は、業務規程第4条第3項の申請があった場合において、申請者が次の各号の一に該当するとき、又は申請者が市場における卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、業務規程第4条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者又は申請者の業務を執行する役員が、卸売市場法施行令（昭和46

年政令第221号。以下「法施行令」という。)第1条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

(3) 業務規程第8条の規定により業務規程第4条第1項の承認を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務規程第8条の規定による業務規程第4条第1項の承認の取消の日前30日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であったものでその取消の日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人。

4 開設者は、業務規程第4条第1項の規定により卸売業務の承認をしたときは、申請者に対し卸売業務承認証(様式第3号)を交付する。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の承認等)

第4条 業務規程第6条第1項(業務規程第17条及び第21条第1項で準用する場合を含む。)の承認を受けようとする者は、譲渡し及び譲受け承認申請書(様式第4号)に次の書類を添えて開設者に提出しなければならない。

(1) 譲渡契約書の写し

(2) 譲受人の第3条第2項に規定する書類

2 業務規程第6条第2項(業務規程第17条及び第21条第1項で準用する場合を含む。)の承認を受けようとする者は、合併承認申請書(様式第5号)又は分割承認申請書(様式第6号)に次の書類を添えて開設者に提出しなければならない。

(1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人の第3条第2項に規定する書類

3 開設者は、第1項又は前項の規定により申請者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の承認をしたときは、申請者に対し卸売業務承認証(様式第3号)、仲卸業務承認証(様式第15号)又は関連事業承認証(様式第21号)を交付する。

(名称変更等の届出)

第5条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、次の各号の一に該当するときは、名称変更等届出書(様式第7号)により遅滞なく開設者に届け出なければならない。

(1) 名称又は住所を変更したとき。

(2) 資本金又は出資の額及び役員を変更したとき(申請者が法人である場合に

限る。)

- (3) 卸売業務、仲卸業務又は関連事業を開始し、休止し又は再開したとき。
- (4) 卸売業務、仲卸業務又は関連事業を廃止したとき。

(卸売業務の承認の取消し)

第6条 開設者は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は卸売業者が市場における卸売業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、業務規程第4条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項第1号、第2号又は第4号に該当するに至ったとき。
- (2) 不正の手段により業務規定第4条第1項の承認を受けたことが判明したとき。
- (3) この業務規程又はこれに基づく処分に違反したとき。

(保証金の額等)

第7条 業務規程第9条第3項（業務規程第17条及び第21条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）による保証金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 業務規程第9条第3項の額
 - 一 業務規程第3条第1号に掲げる物品を取扱う卸売業者 1,600万円
 - 二 業務規程第3条第2号に掲げる物品を取扱う卸売業者 2,400万円
- (2) 業務規程第17条において読み替えて準用する場合の額
 - 一 青果仲卸売場1区画につき500万円
 - 二 水産仲卸売場1区画につき300万円
- (3) 業務規程第21条第1項において読み替えて準用する場合の額
関連事業売場（食堂棟を含む）1区画につき300万円
- 2 前項第2号及び第3号（食堂棟を除く。）に掲げる区画を飲食施設として使用する場合の保証金の額は、1区画につき施設使用料の10ヶ月分とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる区画について、2区画以上使用する場合及び目的外に使用する場合の保証金の額は、開設者がその都度定めるものとする。
- 4 開設者は、第1項から第3項までの保証金の預託を受けたときは、保証金預り証（様式第8号）を遅滞なく当該使用者に交付する。

(報告書の提出)

第8条 業務規程第12条第1項の規定による開設者への報告は、主要品目卸売予定数量報告書(様式第9号)、主要品目卸売価格報告書(様式第10号)並びに委託手数料及び奨励金等報告書(様式第11号)により、業務規程第35条による卸売業者が売買取引の結果等を公表するときまでに行わなければならない。

2 業務規程第12条第2項の規定による開設者への報告は、月間市況等報告書(様式第12号)により、翌月10日までに行わなければならない。

(仲卸業務の承認等)

第9条 業務規程第14条第2項に規定する申請は、仲卸業務承認申請書(様式第13号)に次に掲げる事項を記載して開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 仲卸の業務を行おうとする取扱品目

(3) 申請者が法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

一 第3条第2項第1号から第6号までに掲げる書類

二 申請者及びその業務を行う役員が、次項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する誓約書(様式第14号)

三 その他開設者が必要と認めた書類

(2) 申請者が個人である場合

一 申請者の住民票の写し及び履歴書

二 申請者の事業の経営又は財産の状況を記載した書面

三 申請年度以後2年間における事業計画書

四 申請者が、次項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する誓約書(様式第14号)

五 その他開設者が必要と認めた書類

3 開設者は、業務規程第14条第2項の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するとき、又は申請者が市場における仲卸の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、業務規程第14条第1項の承認をしてはならない。

(1) 申請者又は申請者の業務を執行する役員が、法施行令第1条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

(2) 業務規程第15条の規定により業務規程第14条第1項の承認を取り消

され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。

- (3) 業務規程第15条の規定による業務規程第14条第1項の承認の取消の日前30日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であったものでその取消の日から2年を経過しないものが申請者、又は申請者の業務を行う役員となっている法人。
- 4 開設者は、業務規程第14条第1項の規定により仲卸業務の承認をしたときは、申請者に対し仲卸業務承認証（様式第15号）及び買受人章（様式第16号）並びに帽子を交付する。
- 5 仲卸業者は、買受人章を亡失し、又は損傷したときは、開設者から再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は実費を弁償しなければならない。

（仲卸業務の承認の取消し）

第10条 開設者は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は仲卸業者が市場における仲卸業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、業務規程第14条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- (2) 不正の手段により業務規定第14条第1項の承認を受けたことが判明したとき。
- (3) この業務規程又はこれに基づく処分に違反したとき。

（報告書の提出）

第11条 業務規程第16条第1項による開設者への報告書の提出は、仲卸業者月間売上高報告書（様式第17号）により翌月10日までに行わなければならない。

- 2 業務規程第16条第2項の規定による開設者への報告書の提出は、仲卸業者事業報告書（様式第18号）に貸借対照表及び損益計算書又はそれらの概要を添えて、事業年度終了後90日以内に行わなければならない。

（売買参加者の届出等）

第12条 業務規程第18条に規定する届出は売買参加者届出書（様式第19号）により、次に掲げる事項を記載して開設者に届け出なければならない。

- (1) 売買参加者の氏名又は名称及び住所
- (2) 業種
- (3) 取引開始日

- 2 開設者は、業務規程第18条の規定により売買参加者の届出を受けたときは、卸売業者に対し買受人章（様式第16号）及び帽子を交付し、卸売業者は当該売買参加者にこれを交付しなければならない。
- 3 売買参加者は、買受人章を亡失し、又は損傷したときは、開設者から再交付を受けなければならない。この場合において、売買参加者は実費を弁償しなければならない。

（名称変更等の届出）

第13条 卸売業者は、売買参加者が次の各号の一に該当するときは、名称変更等届出書（様式第7号）により遅滞なく開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所を変更したとき。
- (2) 売買参加者が法人である場合にあっては、代表者に変更があったとき。
- (3) 卸売業務から卸売を受けることを廃止したとき。

（関連事業の承認申請等）

第14条 業務規程第20条第2項に規定する申請は、関連事業承認申請書（様式第20号）に次に掲げる事項を記載して開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 事業内容
- (3) 申請者が法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員 の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合
第9条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 申請者が個人である場合
第9条第2項第2号に掲げる書類

3 開設者は、業務規程第20条第2項の申請があった場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは、又は申請者が市場における関連事業を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、業務規程第20条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 申請者又は申請者の業務を執行する役員が、法施行令第1条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しない者であるとき。
- (2) 業務規程第21条第2項において読み替えて準用する第15条の規定により業務規程第20条第1項の承認を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。
- (3) 業務規程第21条第2項において読み替えて準用する第15条の規定に

よる業務規程第20条第1項の承認の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であったものでその取消しの日から2年を経過しないものが申請者、又は申請者の業務を行う役員となっている法人。

- 4 開設者は、業務規程第20条第1項の規定により関連事業の承認をしたときは、申請者に対し関連事業承認証（様式第21号）を交付する。

（関連事業の承認の取消し）

第15条 開設者は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は関連事業者が市場における関連事業を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、業務規程第20条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- (2) 不正の手段により業務規定第20条第1項の承認を受けたことが判明したとき。
- (3) この業務規程又はこれに基づく処分に違反したとき。

（報告書の提出）

第16条 業務規程第21条第2項において読み替える第16条第1項による開設者への報告書の提出は、関連事業者月間売上高報告書（様式第22号）により翌月10日までに行わなければならない。ただし、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）第24条に規定する事業用借地権を設定する場合等で開設者が特別の理由があると認めた場合を除く。

（委託手数料の率の届出）

第17条 業務規程第31条の規定による届出は、委託手数料率届出書（様式第23号）によるものとする。

- 2 卸売業者は、前項の届出に係る委託手数料の率を変更したときは、前項の規定により開設者に届け出るものとする。

（卸売代金を変更する場合の正当な理由）

第18条 業務規程第34条に規定する正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 市場取引の経験から予見できないきずがあつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- (2) 委託者が故意又は過失により、粗悪品を混入し選別不十分と認められるとき。

- (3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。
- (4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(受託拒否の正当な理由)

第19条 業務規程第36条で規定する正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- (5) 販売の委託の申込みが業務規程第28条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げるものから行われたものである場合
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - 二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(せり人の届出等)

第20条 業務規程第37条に規定する届出は、せり人（変更）届出書（様式第24号）によるものとする。

- 2 開設者は、前項の届出を受けたときは、当該せり人に対しせり人登録証（様式第25号）及びせり人章（様式第26号）を交付する。
- 3 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、せり人章を着用しなければならない。

- 4 卸売業者は、せり人がせり人登録証若しくはせり人章を亡失し、又は損傷したときは、開設者から再交付を受けなければならない。この場合において、卸売業者は実費を弁償しなければならない。
- 5 卸売業者は、第1項の規定により届出たせり人が氏名を変更したとき、又はせり人として従事しなくなったときは、せり人（変更）届出書（様式第24号）により速やかに開設者に届け出なければならない。

（施設の使用承認等）

第21条 市場施設の使用承認を受けようとする者は、市場施設使用承認申請書（様式第27号）を開設者に提出しなければならない。

- 2 開設者は、市場施設の使用を承認するときは、申請者に対し市場施設使用承認書（様式第28号）を交付する。
- 3 市場施設の使用期間は3年以内とし、開設者が必要と認めたときは、これを更新することができる。ただし、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）第24条に規定する事業用借地権を設定する場合を除く。
- 4 開設者は、市場施設の使用を承認したあとであっても、特別な事情がある場合はその位置、面積、使用期間、その他の使用条件を変更することができる。

（用途変更、転貸等の禁止）

第22条 業務規程第44条ただし書きの規定により市場施設の用途変更、又は転貸等の承認を受けようとするときは、市場施設用途変更・転貸等承認申請書（様式第29号）を開設者に提出しなければならない。

（原状変更の禁止等）

第23条 業務規程第45条第1項ただし書きの規定により市場施設の原状変更の承認を受けようとするときは、市場施設原状変更承認申請書（様式第30号）に設計図書、見積書その他開設者が必要と認める書類を添付して、開設者に提出しなければならない。

- 2 使用者が市場施設の看板、装飾、広告等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えたものとみなす。
- 3 市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後直ちに市場施設変更工事完成届出書（様式第31号）を開設者に提出し、その検査を受けた後でなければ使用することができない。
- 4 開設者は、必要があると認めるときは、原状変更の承認をしたあとであっても当該申請に対し変更させ、又は除去その他の指示をすることができる。

(施設の返還)

第24条 業務規定第47条の規定により市場施設を返還する場合は、市場施設返還届出書(様式第32号)を開設者に提出し、その指示を受けなければならない。

(使用料等)

第25条 業務規程第50条第1項の規定による市場使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、日割によって計算する。この場合における日割計算の方法は、当該月額使用料を30で除した額にその月において使用した日数を乗ずるものとし、計算の結果円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市場施設の面積の計算単位は1平方メートルとし、1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 業務規程第50条第2項の規定による電気、水道、電話等の費用の算定は、計器による。ただし、これにより難いときは、開設者の認定によることができる。
- 5 市場の警備業務、清掃業務、廃棄物処理業務に係る費用は、共同で使用する設備又は施設の運営及び維持するために要する費用として、使用者の負担とする。
- 6 開設者は、使用者が業務規程第50条第2項の費用を滞納したときは、当該施設の電気等の使用を停止することができる。

(使用料等の納期)

第26条 月額による使用料は、その使用月分の使用料を翌月末日までに納付しなければならない。ただし、月の途中において、使用を完了する場合は、開設者が定める日までに納付しなければならない。

- 2 月額による使用料以外の使用については、開設者が定める日までに納付しなければならない。
- 3 開設者は、特別の事情があると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、当該納期期限を変更することができる。

(保証金及び使用料等の減免)

第27条 業務規程第51条第2項の承認を受けようとする者は、保証金及び使用料等減免申請書(様式第33号)を開設者に提出しなければならない。

附 則

この細則は、令和2年6月21日より施行する。

別表（第50条関係）

種 別	金 額（消費税等を除く。）
卸売場使用料	売上金額につきその額の1,000分の1に相当する額及び 卸売場面積1平方メートルにつき 青果卸売場 月額750円 水産卸売場 月額800円
仲卸売場使用料	1平方メートルにつき月額 1階、2階共通2,200円
関連事業売場使用料	1平方メートルにつき月額 1階、2階共通2,200円
仲卸売場及び関連事業売場を飲食施設として使用する場合	1平方メートルにつき月額 1階、2階共通1,100円
食堂棟使用料	1平方メートルにつき月額 3,200円
業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額 700円
低温卸売場使用料	1平方メートルにつき 2,000円
卸売業者倉庫使用料	1平方メートルにつき月額 1,100円
保冷库使用料	1平方メートルにつき 2,000円
バナナ発酵所醗酵室使用料	1平方メートルにつき月額 2,000円
配送センター使用料	1平方メートルにつき月額 400円
その他の施設設備使用料	その都度定める額